

○執行機関の附属機関に関する条例

昭和28年4月1日条例第17号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条(目的)

目次

2

3

第三条(報酬)

第四条(費用弁償)

第五条(支給方法)

第六条(委任)

制定附則

目次

改 昭和二 昭和二
正 八年一 九年二
〇月 六月二
六日 条九日条
例第 四例第
四号 四号
昭和 三 昭和 三
〇年 〇年

印刷モード

終了